様式第２号（第６条関係）

宣　誓　書　兼　同　意　書

私は、南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金の交付申請にあたり、下記の事項について宣誓します。

　宣誓した内容と事実が相違することが判明した場合には、支援金の交付を受けられない、又は返還を求められることになっても異議はありません。また、これにより生じた損害については、当方が一切の責任を負うものとします。

記

（１）南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第３条第１項の交付対象者の要件に該当します。

（２）南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第３条第２項の不交付要件に該当しません。また、南幌町が私の個人情報について、南幌町個人情報保護条例（平成１２年南幌町条例第３４号）等の規定に基づき適切に管理し、個人情報調査を行うことに同意します。

（３）南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱第６条の交付申請書、宣誓書及び添付書類の内容に誤りはありません。

令和　　年　　月　　日

　南幌町長 様

申請者住所 又は 所在地

法人名 又は 屋号

役職名 及び 代表者名

（個人事業主の場合は氏名）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※ 法人の場合は代表者の署名、個人事業主の場合は自署により押印を省略することができます。

|  |
| --- |
| 南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付要綱（抜粋）**（定義）****第２条**　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。（１）中小企業者等　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に規定する中小企業者その他町長がこれと同等と認める者であって、次のいずれかに該当するものをいう。ア 令和４年１１月１日現在で町内に住民登録を有する個人事業者イ 町内において社員が常駐する事業所を有する法人又は個人事業者（２）個人事業者　開業届を提出している個人事業者をいう。（３）エネルギー関連経費　重油、灯油、電気及びガスに係る経費をいう。**（交付対象者）****第３条**支援金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、支援金の交付申請　の日以後も町内で事業を継続する意思がある中小企業者等とする。**２**前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象としないものとする。（１）日本標準産業分類（平成２５年総務省告示第４０５号）の大分類に規定する農業、林業、又は漁業のいずれかを営んでいる者（２）代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員（暴力団員によ　る不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に指定する暴力団員）又は暴力団関係者。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画している者。（３）法令及び公序良俗に反している者。（４）町税等を滞納している者。（５）前各号に掲げる者のほか、本支援金を交付することが適当でないと町長が認める者。**（支援金の交付申請）****第６条**支援金の交付を受けようとする交付対象事業者（以下「申請者」という。）は、令和５年１月３１日までに南幌町中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）及び宣誓書兼同意書（様式第２号）に必要書類を添えて町長に提出しなければならない。**２**同一事業者からの申請は１回限りとする。 |